

高槻ワーキングニュース

秋の雇用・労働関係イベントのご案内

どなたでも無料で受講いただけます！是非ご参加ください！

① 障がい者雇用支援講演会

申込受付:8月4日(月)から

9月は「障害者雇用支援月間」です。高槻市では、障がい者雇用に関心のある方や企業の人事労務担当者を対象とした、障がい者雇用支援講演会を開催します。

日 時：令和7年9月4日(木) 15:00~16:30
場 所：クロスパル高槻(総合市民交流センター) 5階視聴覚室
テーマ：『障がい者雇用のヒント ~コクヨKハートのインクルーシブ取組~』
講 師：コクヨKハート株式会社 代表取締役社長 西林 聡 氏

ワクワク 未来
ワクワク 仕事
ワクワク 職場

参加費：無料(定員50名)
対 象：どなたでも(障がい者雇用に関心のある方、人事労務担当者等)
主 催：高槻市、高槻市障がい者就業・生活支援センター、
高槻市障がい児者団体連絡協議会、高槻事業所連絡会



◎市HP

② 労働関連セミナー

申込受付:10月3日(金)から

労働関連の法令や雇用ルール・労働環境をめぐる問題等に関する理解を深め、勤労者の権利保護や労働環境の改善を図ることを目的として、労働関連セミナーを開催します。

日 時：令和7年11月14日(金) 18:00~19:30
場 所：高槻市立生涯学習センター3階研修室(高槻市桃園町2番1号)
テーマ：『どうしてもよくない仕事のためにどうしてもいい仕事について考える
~働き方改革とムダな仕事の謎~(仮)』
講 師：大阪公立大学 現代社会システム科学研究科 教授 酒井 隆史 氏

世界的に話題となった
「ブルシット・ジョブ」を
テーマにお話し
いただきます!!

参加費：無料(定員50名)
対 象：どなたでも(雇用・労働関連のテーマに関心のある方等)
主 催：高槻市



◎市HP

※9月下旬公開予定

上記①・②のお問合せ・お申込み

お電話で：①お名前 ②連絡先(電話番号)をお知らせいただくか、
インターネットで：市ホームページの応募フォームよりお申込みください。

高槻市 産業振興課 TEL：072-674-7411

育児・介護休業法の主な変更点について

男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知、意向確認の義務化などの改正が随時行われています。

① 柔軟な働き方を実現するための措置等

義務

(1) 育児期の柔軟な働き方を実現するための措置

- ・事業主は、3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に関して、以下5つの選択して講ずべき措置の中から、2つ以上の措置を選択して講ずる必要があります。
- ・労働者は、事業主が講じた措置の中から1つを選択して利用することができます。
- ・事業主が講ずる措置を選択する際、過半数組合等からの意見聴取の機会を設ける必要があります。

【選択して講ずべき措置】

① 始業時刻等の変更：次のいずれかの措置

- ・フレックスタイム制
- ・始業または就業の時刻を繰り上げまたは繰り下げる時刻制度（時差出勤の制度）

② テレワーク等（10日以上/月）：一日の所定労働時間を変更せず、月に10日以上利用できるもの

③ 保育施設の設置運営等：保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与をするもの（ベビーシッターの手配及び費用負担など）

④ 就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇

養育両立支援休暇の付与（10日以上/年）：一日の所定労働時間を変更せず、年に10日以上取得できるもの

⑤ 短時間勤務制度：一日の所定労働時間を原則6時間とする措置を含むもの

※②と④は、原則時間単位で取得可とする必要があります

(2) 柔軟な働き方を実現するための措置の個別の周知・意向確認

3歳に満たない子を養育する労働者に対して、子が3歳になるまでの適切な時期に、事業主は柔軟な働き方を実現するための措置として、(1)で選択した制度（対象措置）に関する以下の事項の周知と制度利用の意向の確認を、個別に行わなければなりません。

周知時期	労働者の子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間 (1歳11か月に達した日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日まで)
周知事項	① 事業主が(1)で選択した対象措置(2つ以上)の内容 ② 対象措置の申出先(例：人事部など) ③ 所定外労働(残業免除)・時間外労働・深夜業の制限に関する制度
個別周知・意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注：①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

望ましい

*家庭や仕事の状況が変化する場合があることを踏まえ、労働者が選択した制度が適切であるか確認すること等を目的として、上記の時期以外（育児休業後の復帰時、短時間勤務や対象措置の利用期間中など）にも定期的に面談を行うこと。

②仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

義務

(1) 妊娠・出産等の申出時と子が3歳になる前の個別の意向聴取

事業主は、労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た時と、労働者の子が3歳になるまでの適切な時期に、子や各家庭の事情に応じた仕事と育児の両立に関する以下の事項について、労働者の意向を個別に聴取しなければなりません。

意向聴取の時期	①労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出たとき ②労働者の子の3歳の誕生日の1か月前までの1年間 (1歳11か月に達した日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日まで)
聴取内容	①勤務時間帯(始業及び終業の時刻) ②勤務地(就業の場所) ③両立支援制度等の利用期間 ④仕事と育児の両立に資する就業の条件(業務量、労働条件の見直し等)
意向聴取の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注:①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

望ましい

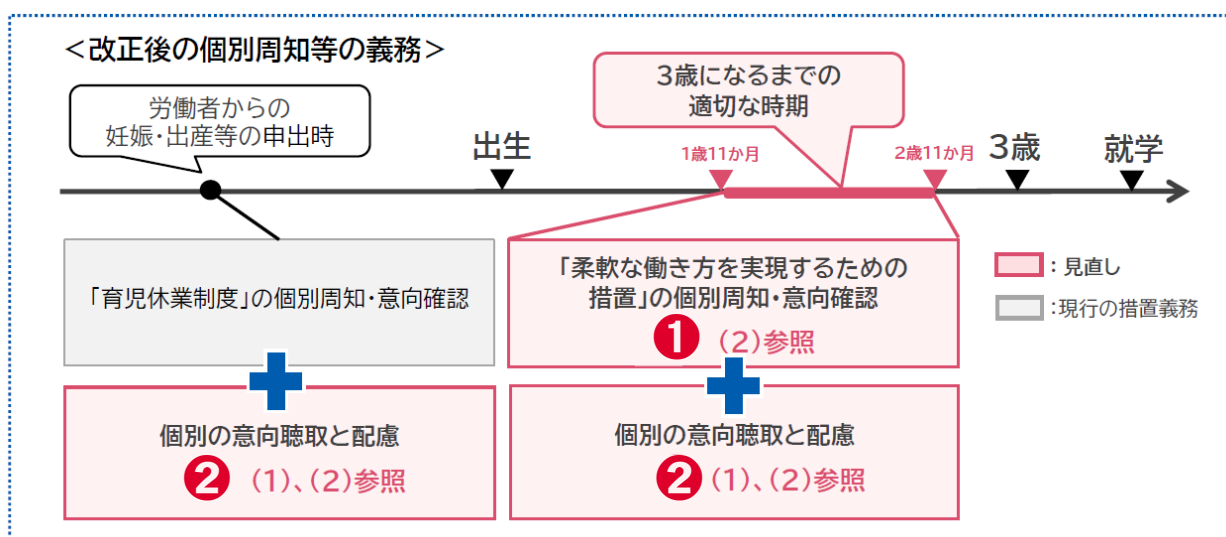
* 意向聴取の時期は、①、②のほか、「育児休業後の復帰時」や「労働者から申出があった際」等にも実施すること。

(2) 聴取した労働者の意向についての配慮

事業主は、(1)により聴取した労働者の仕事と育児の両立に関する意向について、自社の状況に応じて配慮しなければなりません。

■具体的な配慮の例

- ・勤務時間帯、勤務地に係る配置
- ・業務量の調整
- ・両立支援制度等の利用期間等の見直し
- ・労働条件の見直し
- 等



望ましい

* 子に障害がある場合等で希望するときは、短時間勤務制度や子の看護等休暇等の利用可能期間を延長すること。
* ひとり親家庭の場合で希望するときは、子の看護等休暇等の付与日数に配慮すること。



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

◎詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。



人材確保等支援助成金のご案内

企業の人材の確保・定着支援のため、雇用管理制度の導入や職場環境の改善に関する費用を助成する「人材確保等支援助成金」を活用して、魅力ある職場づくり。

■コースのご紹介

- (a) 雇用管理制度・雇用環境整備助成コース
- (b) 中小企業団体助成コース
- (c) 建設キャリアアップシステム等活用促進コース
- (d) 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)
- (e) 作業員宿舎等設置助成コース(建設分野)
- (f) 外国人労働者就労環境整備助成コース
- (g) テレワークコース

◎各コースの詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。



従来の健康保険証は令和6年12月2日以降、新たに発行されなくなりました

マイナンバーカードの健康保険証利用(マイナ保険証)を基本とする仕組みへの移行に伴い、従来の健康保険証は、令和6年12月2日以降新たに発行されなくなりました。お手持の健康保険証は、有効期限までの間、最長1年間使用できます。※後期高齢者医療保険加入者の方の有効期限は令和7年7月31日です。

マイナ保険証を使わない場合の受診方法

- 2024年12月2日以降は、「**資格確認書**」でもこれまで通り医療にかかることができます。

<イメージ>

〇〇都道府県	有効期限	年 月 日
国民健康保険	発効期日	年 月 日
資格確認書		
記号	番号	(校番)
氏名	性別	
生年月日	年 月 日	負担割合
適用開始年月日	年 月 日	
交付年月日	年 月 日	
世帯主氏名		
住所		
保険者番号		
交付者名		印

- ※ 保険者によって様式・発行形態が異なります。
- ※ 資格確認書の交付等に関する事項は、ご自身が加入している医療保険者からの情報をご確認ください。ご不明点等についても、同保険者にお問合せをお願いします。

◎デジタル庁 HP で「よくある質問」をチェック!

デジタル庁
Digital Agency



■事業主に求められる対応

- ① 令和6年9月より順次発送予定の健康保険加入者に対する『資格情報のお知らせ』を、その被扶養者分も含めて従業員に配布。
- ② マイナンバーが未確認の健康保険加入者に対しては、『資格情報のお知らせ』により、マイナンバーの提出が求められるため、事業主は、従業員のマイナンバーを確認し、保険者へ届出を行う。
- ③ 加入者ごとに発行される『資格情報のお知らせ』は、手元で保管しておくよう従業員に案内。

～次回の高槻ワーキングニュースは令和7年12月25日発行予定です～